中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」の対応状況①

中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」

- ① HACCPの段階的な導入を図る観点から、コーデックスのHACCPガイドラインに基づく基準(HACCP導入型基準)を設定するため、食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県等が条例で規定する場合の技術的助言として示している管理運営基準のガイドラインを改正し、食品衛生法第50条第2項に基づく従来の基準と選択できることとすべきである。
- ② 食肉及び食鳥肉の処理段階についても同様に、HACCP導入型基準を設定することについて、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく関係規定の見直しについて、関係者の意見を聴きながら検討すべきである。

対 応 状 況

食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置(基準)を条例で定める場合の技術的助言として、厚生労働省が示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」を平成26年5月12日に改正し、新たにコーデックス委員会の示しているHACCPの原則に則した基準を設定。食品等事業者は、HACCP導入型基準と従来型基準のいずれかにより衛生管理を実施できることとした。

各自治体に対して、本年3月末までに条例改正を依頼。

①と同様に**と畜場及び食鳥処理場において**も、関係省令を 平成26年4月28日に改正し、**HACCP導入型基準と従来型基 準のいずれか**により衛生管理を実施できることとした。(平成 26年厚生労働省令第59号:平成27年4月1日施行)



中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」の対応状況②

中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」

③ HACCP導入型基準に基づく衛生管理を 行う事業者に対する導入支援として、国に おいて、具体的な例示を作成し、導入を強 力に促進すべきである。

対 応 状 況

事業者がHACCPに取り組むための参考となるよう 以下を作成

- ・平成25年度:8種類*の食品について具体的な例示(手引書)を作成
- ・平成26年度: HACCP導入のためのDVDを作成(魚肉ねり製品がモデル)
- 今後も順次手引書を作成予定

※清涼飲料水、乳・乳製品、食肉製品、水産加工品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、 大量調理施設、と畜場・食肉処理、食鳥肉処理